

令和6年度 医療機関における電子処方箋の活用・普及の促進事業についてのQ&A

分類	no.	項目	対象	回答	備考
1 対象事業者	以下の施設は対象になるか？				
	1	医療機関所在地は都内だが、開設者所在地が都外	○	法人本部が都外 保険指定を受けている医療機関であれば、開設者所在地が都外でも、都内の医療機関は対象になります。	
	2	保険指定を受けていない医療機関	×	対象になりません。	
2 補助対象事業	1	申請区分「要綱第3(1)の事業」、「要綱第3(2)の事業」、「要綱第3(3)の事業」の違いは何か。		申請区分(1)は、令和4年度及び令和5年度に、既に電子処方箋の導入を進めている事業者を対象としたものであり、(1)は、既存システムの改修等初期導入に係る経費を補助するものです。(2)は、既に基本機能を導入している施設が、令和6年度以降に新機能を追加した場合の経費を補助するものです。(3)は、令和6年度以降に、新たに電子処方箋の導入を行う事業者を対象としており、基本機能と追加機能を同時に導入する場合のシステム改修等に係る経費が対象です。 いずれの場合も、社会保険診療報酬支払基金から電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた施設が対象となります。	
	2	社会保険診療報酬支払基金の補助金と都の補助金は何が違うのか。		都の補助金は、社会保険診療報酬支払基金の補助金の上乗せ補助となります。2つの補助金を受けることが可能ですが、申請先が異なりますので、それぞれに申請する必要があります。 申請の順番は、以下のとおりです。 電子処方箋の運用開始→社会保険診療報酬支払基金への補助金交付申請→社会保険診療報酬支払基金から交付決定通知受領→都へ補助金交付申請	
3 補助条件	1	補助条件とは	—	申請時点ですでに電子処方箋管理サービスの整備を終えており、かつ「補助対象事業」(事業の内容は都のホームページで確認してください。)に掲げる事業について、既に社会保険診療報酬支払基金から補助金の交付決定を受けていること です。 https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/denshis_yohosen.html * 検索エンジンで、「東京都 医療機関 電子処方箋」と検索	
	1	申請は医療機関単位か	—	法人単位での申請を受け付けておりませんので、医療機関単位で申請をお願いします。	
	2	Jグランツはどのように申請するのか	—	G BizID (gBizIDプライム) は、法人の代表者で取得してください。	
		これからG BizIDを取得する場合	—	検索エンジンで「G Biz ID」と検索し、検索結果の上部に出てくるJグランツのホームページから申請してください。(備考欄のURLから申請をしてください。お知らせのハガキにQRコードがあります。) G BizID申請にあたり不明な点は、0570-023-797 (G Biz ID運用センター*電話番号の間違いに注意してください。)へお問い合わせください。 https://gbiz-id.go.jp/top/	
		すでにG BizIDを取得している場合	—	「Jグランツ」のトップページから、「補助金を探す」→「医療機関における電子処方箋の活用・普及の促進事業」→申請フォームをクリックして入力画面に進んでください。	
		Jグランツでの申請が難しく、書面申請したい。	—	原則、Jグランツでの申請が必要です。	
		申請は医療機関単位とのことだが、同一法人で複数の医療機関が申請する場合は、どのように申請すればいいのか。	—	gBizIDプライムアカウントを法人理事長名で取得後、gBizIDプライムアカウントから各施設にgBizIDメンバーアカウントを発行してください。発行されたgBizIDメンバーアカウントから申請をお願いします。	

分類	no.	項目	対象	回答	備考
	3	J Grantsの申請画面で、「事業者基本情報」の入力方法	—	GビズID等の事業者情報がプレ入力されています。プレ入力されている内容は、印鑑証明書の代わりとなり、本人確認のために必要であるため、情報の変更はできません。 なお、「代表者役職」について、プレ入力されていない場合は、自社情報の確認・編集（※）から代表者役職・個人事業主役職を入力し登録した上で、申請を行ってください。代表者役職・個人事業主役職が登録されていない場合は、交付決定通知上で代表者役職が{代表者役職}と表示されてしまいます。事前登録された代表者役職が交付決定通知に反映されるようになっています。 （※）トップページの右上にあるログイン中のアカウント名の右にある「▼」ボタンを押下し、「自社情報の確認・編集」ボタンを押下します。	
	4	J Grantsの申請画面で、「事業基本情報」の入力方法	—	事業の名称は（医療機関名）「医療機関における電子処方箋の活用・普及の促進事業」と入力してください。	
			—	「事業開始日の決定方法」は、「交付決定日から開始」を選択してください。「事業開始日（公募・交付申請時）」は入力不要です。	
			—	「事業終了日」は、カレンダーから令和7年3月31日を選択してください。	
			—	「補助金に要する経費（合計）」及び「補助対象経費（合計）」は、添付する領収書の合計額を入力してください。領収書が複数ある場合は、すべての領収書の合計額の合算を入力してください。	
			—	「補助金交付申請額（合計）」は、当該補助金の申請額を入力してください。 ・Excel表「別記第1号様式 別紙2 施設一覧」のG列の値と同じです。 ・「交付申請兼実績報告」の「合計（交付申請及び実績報告額）」の値と同じです。	
	5	J Grantsの「交付申請兼実績報告」について	—	「交付要綱第3の（1）の事業の交付申請及び実績報告額を入力してください」～「交付要綱第3の（3）の事業の交付申請及び実績報告額を入力してください」は、Excel表「別記第1号様式 別紙2 施設一覧」のC列で選択した事業と一致する事業の欄に、G列の値を入力してください。 例）別紙2 施設一覧のC列で、「要綱第3条（1）の事業」を選択した場合は、「交付要綱第3の（1）の事業の交付申請及び実績報告額を入力してください」に、別紙2 施設一覧のG列の値を入力します。	
	6	要綱第3（1）の事業を既に申請したが、要綱第3（2）の事業を追加で申請したいが、J Grantsでは、2回目の申請ができない。どうすればよいか。	—	差戻しますので、（2）の事業を追加した形で、再度申請し直してください。	
	7	令和5年度中に電子処方箋も導入が完了しているが、要綱第3（1）の事業の対象となるか。	○	2補助金対象事業 1を参照	

分類	no.	項目	対象	回答	備考
4 申請	8	都の補助金に申請する場合に、申請区分「要綱第3（1）の事業」、「要綱第3（2）の事業」、「要綱第3（3）の事業」のどの区分で申請を行えばよいか。		<p>令和4年度及び令和5年度に社会保険診療報酬支払基金に対して補助金交付申請を行った医療機関は、申請区分「①基本機能のみ」での申請となります。</p> <p>また、令和6年度に社会保険診療報酬支払基金に対して補助金交付申請を行った施設は、国の補助金交付申請時に選択した申請区分と同じ区分で申請してください。</p> <p>なお、社会保険診療報酬支払基金から交付された補助金交付決定通知書の題目（タイトル）により、申請区分を確認することが可能です。</p> <p>【補助金交付決定通知書の見分け方】</p> <p>○申請区分「要綱第3（1）の事業」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書」又は ・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（初期導入のみ）」 <p>○申請区分「要綱第3（2）の事業」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要となるシステム改修等に係る補助金交付決定通知書」 <p>○申請区分「要綱第3（3）の事業」の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（初期導入と新機能の同時導入）」 	
	9	別紙2excel表について、10桁のコードなら把握しているが、7桁の保険医療機関コードとは何か	-	レセプトの請求の際に使用するコードになります。なお、10桁のコードは保険機関コードといい、都内の医療機関の場合は「13〇（※）+7桁の保険医療機関コード」で構成されています。そのため、保険機関コードの冒頭13〇を除いた番号が当該コードになります。（※）〇に入る数字は医療機関種別によって異なります。	
	10	別紙2 Excel表の入力方法について	-	1行につき1医療機関の情報を入力してください。区分はプルダウンから選択してください。総事業費は、補助対象金額の合計額（*）を入力します。式の入った②、③、④の列は絶対に触らないでください。	* 社会保険診療報酬支払基金に提出した領収書内訳書（ベンダー作成）の補助対象金額の合計
	11	消費税仕入控除税額報告は必要か。	-	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を受け取り、決算後、消費税及び地方消費税の確定申告を所轄税務署に行ったのち、令和7年12月末までにJグランツから必要な書類を提出してください。 ・この補助金の交付を受けたすべての事業者で必要になります。返還額が0円でも必須です。 ・消費税及び地方消費税の納税義務がなく、確定申告を行う必要がない事業者は、補助金を受け取ったのち、速やかにJグランツから報告してください。 	
	12	補助金は、予算を上回る申請があった場合でも、申請したすべての医療機関に支払われるのか。	-	申請内容が適正と認められた申請額の合計が都の予算額を上回った場合は、予算の範囲内で支給額を調整することがあります。	
	13	医科、歯科併設の場合、オンライン資格確認導入時と同様に、医科、歯科それぞれで補助金の申請を行わなくてはならないか。	-	医科、歯科それぞれにご対応いただく必要があります。	
	14	医科・歯科の2つの医療機関コード持つ医療機関（医科・歯科併設医療機関）が共通でネットワーク等の改修を行った場合は、医科と歯科の費用をどのように分けて補助金の交付申請をすればよいか。		社会保険診療報酬支払基金への申請と同様に、医療機関における実情に応じ按分して申請してください。また、按分方法及び按分額等が確認できる資料を併せて提出してください。なお、申請書の事業費には、それぞれ按分した額を記載してください。	
	15	社会保険診療報酬支払基金の補助金へ申請したが、申請状況を確認したい。		<p>医療機関等向け総合ポータルサイト（https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep_top）よりご確認ください。</p> <p>医療機関等向け総合ポータルサイトにログインし、画面上部のマイリストをクリックして、申請を選択すると「申請一覧」が表示されます。</p> <p>補助金申請を行っている場合、「EPCS」から始まる番号をクリックしていただくと申請状況がご確認いただけます。</p>	
16	都の補助金の申請に必要な、社会保険診療報酬支払基金の交付決定通知書はどこから確認、ダウンロードできるか。		<p>医療機関等向け総合ポータルサイト＞電子処方箋管理サービス＞電子処方箋の各種申請について＞ログイン＞交付決定通知書ダウンロードから、確認、ダウンロードすることが可能です。</p> <p>また、交付決定通知を交付した旨を記載したメールが、申請した医療機関へ送信されますので、メール記載のリンク先へ接続いただくことで、交付決定通知が格納されているページに到達いただき、ダウンロードすることが可能です。</p>		

分類	no.	項目	対象	回答	備考
	17	医療機関の名称や法人に変更があるが、手続きはどのようにしたらよいか。		必要な手続きについては、GビズIDのよくある質問4-4を参照してください。 https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html なお、GビズIDの変更手続きは、完了まで時間を要する場合があります。もし都の申請期限内に変更の予定がある場合は、変更後にJグランツから交付申請いただくようお願いいたします。	
	18	申請期限を延長する予定はないか。		都の補助金の財源は、厚生労働省が実施する「医療提供体制推進事業補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）」であり、令和6年度の単年度事業であるため、申請期限を延長する予定はありません。	
	19	補助金が支払われるのはいつごろか。		令和7年3月末を予定しています。	
	20	社会保険診療報酬支払基金の補助金は、令和7年度3月31日までに電子処方箋管理サービスの導入を完了したうえで、令和7年9月30日までに申請を行えばよいが、都の補助金申請は、なぜ、令和6年12月27日までなのか。		都の補助金は、厚生労働省が実施する「医療提供体制推進事業補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）」であり、令和6年度の単年度事業であるため、委託業者への支払いなどすべての支払いを令和6年度中に実施する必要があるため、それらの手続きに要する期間を考慮して申請期限を設定しております。	
	21	社会保険診療報酬支払基金に対して、電子処方箋管理サービスに関する補助金の申請をしているが、交付決定されない。都の補助金申請期限に間に合わないが、添付書類が用意できない状態で、都の補助金申請をしてもよいか。		都の補助金の交付要件として社会保険診療報酬支払基金の電子処方箋管理サービスに関する補助金の交付決定を受けた施設である必要があり、都への申請期限内に、添付書類が揃っていない場合は、社会保険診療報酬支払基金の交付決定を受けた施設であることが確認できないため、補助金の交付要件を満たしていないものとして都の補助金はお支払いできません。	
5 算定方法	1	算定はどのようにするのか。		社会保険診療報酬支払基金で補助金の交付を受けた、補助対象の総事業費について、1/4を補助します。ただし、上限があります。	
6 その他	1	どこの会社のシステムが補助金の対象か。		把握しておりません。社会保険診療報酬支払基金で交付決定されたものが対象です。	